

令和3年（ネ）第165号 福島原発被害損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（第一審原告） 伊東達也 外1271名

控訴人（第一審原告） 酒井美幸 外29名

被控訴人（第一審原告） 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人（第一審被告） 東京電力ホールディングス㈱ 外1名

準備書面（控訴審18）

（国控訴審第1準備書面、第2準備書面への反論）

2022（令和4）年11月29日

仙台高等裁判所第2民事部 御 中

第一審原告ら代理人

	弁護士	小野寺	利孝		代
同	弁護士	広田	次男		代
同	弁護士	鈴木	堯博		代
同	弁護士	米倉	勉		代
同	弁護士	笹山	尚人		代
同	弁護士	高橋	力		代

はじめに

被控訴人兼控訴人（第一審被告）国（以下、「一審被告国」という。）は、控訴人兼被控訴人（第一審原告）ら（以下、「一審原告ら」という。）の死一審被告国の責任に関する主張に対し、11月15日付の控訴審第1準備書面、第2準備書面を提出して反論し、自らに責任がない旨を主張している。

本書面は、一審被告国の主張に対し、最低限反論することを内容とする。

なお一審被告国の主張のうち第2準備書面は、被控訴人兼控訴人（第一審被告）東京電力ホールディングス（株）（以下、「一審被告東電」という。）の主張を援用するというだけの書面なので、一審被告東電の主張に対する反論は、すでに別書面において論述しているところである。

したがって、本書面の反論は、第1準備書面についての反論となる。

1 一審被告国の主張総覧——一つ一つ具体的な反論がありその当否の判定は不可避である

一審被告国の今般の主張は、一審原告らが、本年6月17日付最高裁第二小法廷判決（以下、「令和4年最高裁判決」という。）を踏まえて提出した準備書面（控訴審7）、準備書面（控訴審8）に対し反論するものである。

すなわち、一審被告国は、

- ① 規制行政庁が本件事故当時に津波対策に係る不適合状態の解消を判断することができる措置は、ドライサイトコンセプトに基づく防潮堤等の設置だったため、電気事業者が防潮堤・防波堤等を設置することなく水密化措置を講じることは考え難いこと
- ② 仮に、一審被告東電が、ドライサイトコンセプトに基づき、主要建屋の敷地高を超える津波の到来が予測される場所に防潮堤等を設置する対策を講じたとしても、本件事故の発生を回避することができなかったこと
- ③ 一審被告東電が、防潮堤・防波堤等を設置することに加えて水密化措置を講

じたとしても、本件事故の発生を回避することはできなかったことについて、単に最高裁判決を前提にした形式的なものではなく、具体的な反論をしてきている。

一審被告国がこうした反論をしてきている以上、その当否の判断を行うことは御庁において不可避である。

まずはこの点を明確にしておきたい。

2 一審被告国の反論はいずれも失当であり、その詳細はすでに反論済みである

しかし、一審被告国の上記主張については、実質的には一審被告国の控訴理由書での主張の繰り返しであり、これらについては、以下のとおり、一審原告らは既に控訴答弁書（責任論）、準備書面（7）（8）（14）等で行った主張を覆すに足りる主張になっていない。

（1）技術基準適合命令が発令された場合防潮堤等の設置に先行して水密化措置を講じた蓋然性が高いこと（上記①について）

まず、一審原告らも、技術基準適合命令が発令された場合、防潮堤等の設置が検討されることについては争っていない。

しかし、ここで留意すべきことは、どのような防護措置が選択されたかを検討する前提として、遅くとも2008（平成20）年には津波が敷地高さを超えることが想定され、経済産業大臣が東電に技術基準適合命令を発したことから速やかな対応が求められる状況となっていることを前提とした検討がなされるべきであり、敷地高さを超える津波に対して一般的な知識としてどのような防護措置があり得るかという一般的抽象的な検討で済まされてはならなかったということである。

そして、結果回避措置として、防潮堤等を築くことにより、津波の越流を防止できれば、ドライサイトを維持できるのだから、防潮堤等が第一次的に考慮の対象となったことは否定できない。

しかし、準備書面（控訴審8）第2の4で詳述したとおり、福島第一原発はすでに完成し稼働している施設であることから、これに新たに防潮堤等を設置するのは、既存の施設等が障害となり、設計が複雑になる。また、当然ながら防潮堤は大規模な工事となり、施設変更許可申請等の手続も必要となるため、計画から完成まで少なくとも4年以上の長期間を要することになる。その間、原子炉の稼働を停止することとなれば、事業者側の負担も大きくなり、さらには関東地方の電気供給に支障をきたす可能性もある（当時、柏崎・刈羽原発は稼働を停止していた。）。

そこで、防潮堤等が完成するまでの間、先行的に実施できる対策としての重要施設の水密化が、検討され、採用された蓋然性が高いといえるのである。

しかも、すでにフランスのルブレユ原発やインドのマドラス原発など海外の原発では、溢水事故を契機として重要施設の水密化等がとられた実例があるのみならず、国内でも、2008年までの時点で、東海第二原発や浜岡原発において、水密化による対策が現に実施されていたのである。

さらにいえば、準備書面（控訴審14）でも改めて指摘したとおり、東電内部においても、耐震バックチェックへの対応の検討の中で、水密化措置について検討が繰り返し行われてきた事実は特に重要である（なお、この事実について、一審被告国の第1準備書面において反論がなされていないことの意義については後述する。）。

以上より、防潮堤等が完成するまでの間、先行的に実施できる対策としての重要施設の水密化が検討され、採用された蓋然性が高かったといわざるを得ない。

(2) 一審被告国が主張する防潮堤等の設置方法は合理性を欠くこと（上記②について）

一審被告国は、仮に敷地高を上回る津波への対策がとられたとしても、敷地

南東部からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いた防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高く、東側からも遡上する本件津波に対して敷地の浸水を回避することはできなかったなどと主張する。そして、「長期評価」の見解に基づき1896年明治三陸地震の断層モデル（波源モデル）を福島県沖の日本海溝寄りに設定した想定津波は、「津波評価技術」のパラメータスタディを経ているものであり、十分安全性を考慮しているとする。

しかし、この点については、一審原告らが控訴答弁書（責任論）第5の4及び準備書面（控訴審8）第4の4等で詳述したとおり、

- (1) 津波が敷地に浸水するという事態は全交流電源喪失に直結する「クリフエッジ」的な危険であることからすれば、原子炉施設においては十分な安全上の余裕が確保されるべきものであり、ピンポイントの津波想定ギリギリの防潮堤が選択される余地はないこと、
- (2) 明治三陸推計及び貞観推計によれば、敷地東側の湾内でも敷地高さ（O. P. +10m）に近接する津波高さとなっており、かつ貞観推計については2～3割大きくなる可能性が指摘されていること
- (3) 明治三陸推計は、マグニチュード8.3を前提として推計しているが、阿部教授及び中央防災会議は同地震のマグニチュードを8.6としており、明治三陸推計は津波の規模を過小評価している可能性があること
- (4) 「津波評価技術」を策定した土木学会・津波評価部会の検討においては、推計誤差が回避できないことから安全係数で対応することが検討されていたにもかかわらず、最終的なとりまとめにおいて安全係数の採用が先送りされたのであり、「津波評価技術」による計算結果には誤差があり得ること
などからすれば、万が一に備えるという見地からは、一審被告国が主張するような防潮堤は工学的に見ても不合理の極みといわざるを得ない。

- (3) 一審被告東電が防潮堤・防波堤等を設置することに加えて水密化措置を講じ

た場合には本件事故の発生を回避できた蓋然性は高かったこと（上記③について）

ア 一審被告国は、防潮堤・防波堤等の設置に加えて重要機器室及びタービン建屋等の水密化を図ったとしても、東海第二原発において講じられた水密化措置が「JIS規格（ドアセット）の気密要求に基づく防水扉に交換するといった程度のもにとどまっていた」ことなどを根拠にして、その場合の水密化措置は、防潮堤・防波堤等の設置によって阻止し得なかった軽微な浸水に対する局所的・部分的なものにとどまるので、（防潮堤等の設置が想定されない）敷地東側から流入することとなる本件津波に対してタービン建屋内、さらには重要機器室への浸水を防ぐことはできず、本件事故の発生を回避することはできなかったなどと主張する。

しかし、この点については、控訴答弁書（責任論）第5の5で詳述したとおり、防潮堤等の設置の防護機能に限界があることは、本件事故以前から認識されていたことであること、また多重防護の考え方自体は本件事故以前から一般的な安全設計思想として採用されていたことからすれば、本件事故以前（新規制基準策定以前）であっても、敷地高を超える津波に対する防護措置について、防潮堤等の設置に加えて、多重の防護措置として重要機器室及びタービン建屋等の水密化が講じられることが想定され、かつその際の重要機器室及びタービン建屋等の水密化については、防潮堤等の設置の防護機能が破られることを前提として防護機能が設計されるべきものであった。

また、一審被告国が根拠とする東海第二原発の例も、安保秀範証人調書（甲A520号証205～206頁）の「技術検討書」によれば、根拠になりえないことは明白である。

すなわち、この「技術検討書」によれば、東海第二原発等における津波対策工事は、「建屋津波対策」として、①防水扉対策、②防潮シャッター対策、③防潮堰対策、④防潮壁対策、⑤漏水試験対策、及び⑥これらの作業に伴う付帯

作業を内容とするものであり（205頁）、工事の目的を示す「実施概要」においては、「将来想定し得る最大の敷地内浸水（東海：津波、・・・）により、原子炉の停止、冷却、或いは閉じ込めに係わる機能設備（以下、安全機能設備）が喪失することのないよう、安全機能設備を収納する建屋の防潮対策を実施する。」とされている。具体的な「対策内容」については、東海第二原発においては、防潮扉2箇所、防潮シャッター1箇所、防潮堰6箇所などにわたる。また、「既存の特殊扉（気密扉等）」については、ゴムパッキンが入っている気密扉等でありある程度水密性があると考えられることから今回の津波対策は実施しないものの、漏水試験により浸水量を把握し津波による影響を受けないことを確認するとされている（206頁の2（1）の3）。

そして、施工される「建屋の水密化」が上記の工事の目的とする防護機能を果たし得るかについては、「漏水試験」（207頁）により確認するものとされている。

すなわち、「既存の特殊扉（片開き、両開き）及び今回取りかえる防水扉（片開き、両開き）の4種類について、漏水時間、遡上高さなどをパラメーターとして試験を実施し、時間当たりの浸水量を測定する。」とされており、水密措置の実効性について、「津波による敷地内浸水により、安全機能設備が喪失することのないよう、安全機能設備を収納する建屋の防潮対策を実施する」という工事の目的を充たす性能が確保されていることを実際に確認して工事が施工されている。

したがって、東海第二原発の建屋の水密化は局所的・部分的な防護措置にとどまるとして、本件でも重要機器室及びタービン建屋等の水密化によっては本件津波を防ぐことはできなかったとする一審被告国の主張に理由はない。

以上より、「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」は局所的・部分的な防護措置にとどまると想定されるとし、それを理由として本件津波に対しても防護機能を果たすことは期待できなかったとする一審被告国の主張には理由

がない。

イ そして、防潮堤等が完成前でも水密化の措置が完了していれば、本件津波が襲来しても全交流電源喪失は回避できたことについては、準備書面（控訴審8）第4の1ないし3及び一審原告ら準備書面（79）で詳述したとおりである。

ウ 以上より、一審被告東電が防潮堤・防波堤等を設置することに加えて水密化措置を講じた場合には本件事故の発生を回避できた蓋然性は高いといえるのである。

（4）以上より、一審被告国の第1準備書面の主張は、一審原告らは既に控訴答弁書（責任論）、準備書面（7）（8）（14）等で行った主張を覆すに足りる主張になっていないといわざるを得ない。

3 一審被告国が、意図的に反論を避けている問題がある

今般の一審被告国の主張の中に、一審被告国が反論をしていない点がある。

それは、一審原告ら準備書面（控訴審8）のみならず同（控訴審14）でも改めて主張している点であるが、一審被告東電が、耐震バックチェックへの対応の検討の中で水密化措置について検討が繰り返し行われていた事実についてである。

すなわち、2007（平成19）年4月、保安院によるヒアリングに際し、一審被告東電の担当者は、想定津波高に対し余裕がない福島第一原発における押し波に対する対策として、電動機の水密化、建屋追設の検討を行う旨の報告をした。

2008（平成20）年2月のいわゆる「御前会議」においては、建屋の防水性の向上のため、津波に対する強度補強、貫通部、扉部の

シール性向上等を検討している旨の資料が配布された（丙B114号証の4、資料58）。

2008（平成20）年3月の東北電力らとの「津波バックチェックに関する打合せ」において、一審被告東電の高尾氏は、「長期評価」を耐震バックチェックで考慮する必要があることとともに、設備対策として施設の水密化等を実施する予定である旨を述べた（丙B114号証の4資料65）。

さらに、2011（平成23）年2月14日開催の第4回福島地点津波対策ワーキングにおいて、防波堤かさ上げ、防潮堤構築により浸水を全て食い止めることはできないとして、建屋等の浸水防止について検討していく必要があると報告されており、建築耐震グループからは、原子炉建屋（R/B）及びタービン建屋（T/B）も、津波の遡上により浸水する可能性があることから、非常用ディーゼル発電機（D/G）、非常用電源室及び非常用ポンプ（ECCS）等について水密化等の対策の検討が必要である旨の説明がされている（丙B114号証の4資料179）。

このように、一審被告東電は、技術適合命令が発出されていないもとの、水密化措置について繰り返し検討している。

そうであれば一審被告国が、技術適合命令が発せられれば、水密化措置を実施した蓋然性が極めて高いといえるし、水密化措置が実施されていれば、本件事故を防ぐことが出来た蓋然性もまた極めて高いといえる。

この点については、御庁自身が、ついせんだってくださった、令和2年（ネ）第409号損害賠償請求控訴事件の判決において、「武藤副本部長らは、他社の原子力発電所における津波対策として、建屋の止水扉の設置や壁を高くするなどの対策を講じた例があることも調査検討していたのに・・・対策を先送りした」「防潮堤の建設以外の津波対策については何ら検討せず、本件事故の発生まで・・・

未然に防止する措置を何ら講じなかったのである」と判示している。本件同種の別件において、水密化について対応すべきであったとしているのである。

この点について一審原告らが主張したのに対し、一審被告国は、第1準備書面においてなんらの反論もしていない。

一審被告国にとってこの点は反論できないものであること、この点の判断抜きに国の責任の判定はできないこと、令和4年最高裁判決はこの点について何らの検討もしておらず、したがってこの点の判断が御庁において不可避であることが浮き彫りになっている。

最後に

以上のとおり、一審被告国の主張は失当である。

御庁は、改めて一審被告国の責任について、詳細に検討したうえでこれを認定する判断をくださすべきである。

とりわけ、御庁自身、一審被告東電の責任に関して、別件判決において、「武藤副本部長らは、他社の原子力発電所における津波対策として、建屋の止水扉の設置や壁を高くするなどの対策を講じた例があることも調査検討していたのに、・・・対策を先送りした」「防潮堤の建設以外の津波対策については何ら検討せず、本件事故の発生まで・・・未然に防止する措置を何ら講じなかったのである」との判断を行った以上、この対応に関する国の対応のあり方についての判断と責任を判定することは不可欠であることを付言する。

以 上